

店頭外国為替証拠金取引説明書（個人・法人のお客様共通）

旧	新（改定事項）
<p>1-1.店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p>1-1.店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>
<p>(5)当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>① OCBC Securities Private Limited(OCBC証券、シンガポール) (証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))</p> <p>② ドイツ銀行/Deutsche Bank AG(ロンドン支店) (銀行業:監督当局/BAFIN(ドイツ連邦金融監督庁))</p> <p>③ 株式会社三井住友銀行(銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>④ 株式会社アイネット証券(金融商品取引業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑤ ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー/NatWest Markets Plc (銀行業:監督当局/英国金融行為機構及び英国健全性規制機構)</p> <p>⑥株式会社みずほ銀行(銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑦ゲインキャピタル・ジャパン株式会社(銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑧パークレイズ銀行/Barclays Bank PLC(銀行業:英国ブルーデンス規制機構および金融行為監督機構)</p> <p>⑨CGS-CIMB SECURITIES (SINGAPORE) PTE. LTD.(CGS-CIMB証券、シンガポール) (証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))</p>	<p>(5)当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>① OCBC Securities Private Limited(OCBC証券、シンガポール) (証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))</p> <p>② ドイツ銀行/Deutsche Bank AG(ロンドン支店) (銀行業:監督当局/BAFIN(ドイツ連邦金融監督庁))</p> <p>③ 株式会社三井住友銀行(銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>④ 株式会社アイネット証券(金融商品取引業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑤ ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー/NatWest Markets Plc (銀行業:監督当局/英国金融行為機構及び英国健全性規制機構)</p> <p>⑥株式会社みずほ銀行(銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑦ゲインキャピタル・ジャパン株式会社(銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑧パークレイズ銀行/Barclays Bank PLC(銀行業:英国ブルーデンス規制機構および金融行為監督機構)</p> <p>⑨CGS-CIMB SECURITIES (SINGAPORE) PTE. LTD.(CGS-CIMB証券、シンガポール) (証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))</p> <p>⑩株式会社ひまわり証券(金融商品取引業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>⑪株式会社ライブスター証券(金融商品取引業:監督当局/日本国金融庁)</p>
<p>3-3.当社の概要 【主取引カバー先】</p>	<p>3-3.当社の概要 【主取引カバー先】</p>
<p>ドイツ銀行 OCBC証券 三井住友銀行 株式会社アイネット証券 ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー みずほ銀行 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 パークレイズ銀行 CGS-CIMB証券</p>	<p>ドイツ銀行 OCBC証券 三井住友銀行 株式会社アイネット証券 ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー みずほ銀行 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 パークレイズ銀行 CGS-CIMB証券 ひまわり証券株式会社 株式会社ライブスター証券</p>
	<p>令和元年12月10日改定</p>